

平成 20 年度

徳島県石油コンビナート等防災計画

徳島県石油コンビナート等防災本部

# 目 次

第 1 章 総 則	
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 基本方針	1
第 3 節 対象地区	1
第 4 節 対象地区の概況	4
第 2 章 防災組織	
第 1 節 組織	24
第 2 節 防災業務の大綱	25
第 3 章 災害予防計画	
第 1 節 危険物等災害予防計画	30
第 2 節 海上災害予防計画	39
第 3 節 資機材等の整備強化	40
第 4 節 防災教育訓練計画	41
第 5 節 防災に関する調査研究計画	42
第 4 章 災害応急対策計画	
第 1 節 動員・情報連絡計画	43
第 2 節 災害想定	46
第 3 節 避難計画	47
第 4 節 交通規制計画	51
第 5 節 警戒区域設定計画	52
第 6 節 救急医療計画	52
第 7 節 災害防御計画	53
第 8 節 港湾保安計画	56
第 9 節 自然災害及びこれらに起因する災害防御計画	58
第 10 節 資機材調達計画	59
第 11 節 相互応援計画	60
第 12 節 自衛隊災害派遣要請計画	60
第 13 節 消防防災ヘリコプター活用計画	61
第 5 章 東南海・南海地震防災対策推進計画	
第 1 節 東南海・南海地震防災対策推進計画の目的	65
第 2 節 地震防災上整備すべき施設等に関する事項	65
第 3 節 地震応急対策	65
第 4 節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	66
第 5 節 防災教育及び訓練に関する事項	66
第 6 章 災害復旧計画	67
参考資料	68

## 用語の説明

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりである。

### 1. 石油

消防法別表第一に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。

### 2. 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げる高圧ガス、ガス事業法第2条第5項に規定するガス事業及び同法第7項に規定するガス工作物に係る高圧ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く。）をいう。

### 3. 石油コンビナート等特別防災区域

次のいずれかに該当する区域であって、政令で指定するものをいう。

- (1) 一の区域内に一定の事業所を含む事業所が2以上存在し、その区域内の事業所が扱う石油等の数量が大量であり、その区域内の一定の事業所について防災上特別の措置を講じさせる必要があり、その区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの。

数式で表すと次のようになる。

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} \quad \left( \frac{\text{一事業所の石油貯蔵取扱量}}{10,000\text{kl}} \right) \geq 1 \\ \textcircled{2} \quad \left( \frac{\text{一事業所の高圧ガス処理量}}{2,000 \text{千N m}^3} \right) \geq 1 \\ \textcircled{3} \quad (\textcircled{1} + \textcircled{2}) \geq 1 \end{array} \right\} \text{の}$$

いずれかに該当する事業所（第一種事業所）を含み、かつ区域全体がいずれかに該当するもの。

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{4} \quad \left( \frac{\text{全事業所の石油貯蔵取扱量}}{100,000\text{kl}} \right) \geq 1 \\ \textcircled{5} \quad \left( \frac{\text{全事業所の高圧ガス処理量}}{20,000 \text{千N m}^3} \right) \geq 1 \\ \textcircled{6} \quad (\textcircled{4} + \textcircled{5}) \geq 1 \end{array} \right\}$$

- (2) 一定の事業所であって、当該事業所について防災上特別の措置を講じさせると緊要であると認められるものの区域。

数式で表すと次のようになる。

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{7} \quad \left( \frac{\text{全事業所の石油貯蔵取扱量}}{100,000\text{kl}} \right) \geq 1 \\ \textcircled{8} \quad \left( \frac{\text{全事業所の高圧ガス処理量}}{20,000 \text{千N m}^3} \right) \geq 1 \\ \textcircled{9} \quad (\textcircled{7} + \textcircled{8}) \geq 1 \end{array} \right\} \text{の}$$

いずれかに該当するもの。

- (3) (1)又は(2)に該当することとなると認められる区域。

なお、阿南地区は(1)に該当する。

#### 4. 災害

火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

#### 5. 第一種事業所

石油コンビナート等特別防災区域に所在する事業所であって①、②、③のいずれかに該当するもの。

#### 6. 第二種事業所

特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であって、次の数式に該当し、かつ当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして知事が指定するものをいう。

$$\begin{aligned} & \frac{\text{石油の貯蔵・取扱量}}{1,000\text{kl}} + \frac{\text{高圧ガスの処理量}}{20 \text{ 万 N m}^3} \\ & + \frac{\text{第1,2,3,5,6類の危険物の貯蔵・取扱量}}{2,000\text{t}} \\ & + \frac{\text{石油以外の第4類危険物の貯蔵・取扱量}}{2,000\text{kl}} + \frac{\text{可燃性個体類の貯蔵・取扱量}}{1 \text{ 万 t}} \\ & + \frac{\text{可燃性液体類の貯蔵・取扱量}}{1 \text{ 万 m}^3} + \frac{\text{高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・処理・取扱量}}{20 \text{ 万 N m}^3} \\ & + \frac{\text{毒物の貯蔵・取扱・処理量}}{20 \text{ t}} + \frac{\text{劇物の貯蔵・処理・取扱量}}{200 \text{ t}} \geq 1 \end{aligned}$$

7. 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。

8. 第一種事業者 第一種事業所を設置している者をいう。

9. 第二種事業者 第二種事業者を設置している者をいう。

10. 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業者をいう。

#### 11. 特定防災施設等

流出油防止堤、消火又は延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大の防止のために土地又は工作物に定着して設けられる施設又は設備（消防法、高圧ガス保安法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。）であって、主務省令で定めるものをいう。

#### 12. 大容量泡放射システム

直徑3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクに、石油コンビナート等災害防止法により配備が義務づけられるシステムで、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等で構成される。阿南地区特別防災区域におけるシステム配備対象のタンクは、四国電力㈱阿南発電所のNo.4～No.12タンクである。

### 13.瀬戸内地区広域共同防災協議会

石油コンビナート等災害防止法第19条の2の規定に基づく広域共同防災組織であり、徳島県、香川県、愛媛県、岡山県、及び兵庫県内の、大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う必要がある特定事業者で構成する。